

平成 27 年 11 月 16 日

事業主各位

東京織物厚生年金基金

理事長 奥田 彰

「重要なお知らせ 事業主及び加入員の皆様へ
解散と将来返上・代行資産の前納について同意書の提出をお願いします」パンフレットの説明内容に関するお詫びと訂正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から基金の事業運営につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「最低責任準備金の前納と将来返上及び基金解散に伴う説明会」につきましては、11 月 10 日、11 日、12 日の 3 日間合わせて 152 事業所、187 名の事業主様、事務担当者様のご出席を賜り、終了いたしました。

説明会は、パンフレットに記載の内容に従ってご説明いたしましたが、内容の一部誤解を招く表現がありました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

併せまして、加入員の皆様へのご説明方については大変お手数をおかけして誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. パンフレット 7 頁 基金解散についての Q & A 中の Q3 の A3 の訂正について

A3 給付面につきましては、解散により上乗せ部分は無くなりますが、基金非加入の場合と同じ支給要件・金額となります。※

また、当基金の上乗せ部分の給付に係る掛金は、現在は事業主様の全額負担ですが、平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月までの 2 年間については、加算特別掛金として加入員の皆様に 0.45%の掛金をご負担いただいておりますので、負担が加算年金に結びつかず掛け捨てになる場合があります。

(東織ねんきん第 93 号 2013 年 11 月号 6 頁 「解散」と「代行返上」の比較の表中、解散のデメリット欄に記載しておりました)

平成 12 年度から平成 14 年度の 3 年間の年金資産運用がマイナス(平成 12 年度:バブル崩壊の影響により-9.78%、平成 13 年度:同時多発テロの影響により-4.99%、平成 14 年度:デフレ不況の影響により-13.59%)となり、加算部分の年金積立金において不足金 133 億円が生じました。

この不足金を解消するために、平成 16 年 4 月から加算特別掛金として 4.1%の掛金率が設定されました。本来、積立不足を解消するための特別掛金は、全額事業主様の負担が原則でしたが、積立

不足を解消するためには事業主様の負担だけでは賄いきれず、この状態を早期に抜け出すために加入員にも痛みを分かち合っていていただき、4.1%の加算特別掛金のうち0.45%を加入員の皆様にご負担いただくことになりました。

その後は、平成15年度+16.37%、16年度+4.91%、17年度+24.68%と年金資産の運用が好調であったことから、平成18年4月から加算特別掛金のうち加入員負担を廃止し全額事業主様負担の3.6%となり、平成19年4月からは全額事業主様負担の3%となって現在に至っております。

平成16年4月～平成18年3月までの2年間、加算特別掛金として加入員の皆様にご負担いただいた0.45%の掛金につきましては、基金解散により加算年金が受けられなくなるため、基金解散時点において年金受給開始前の方については、将来の年金には結び付きません。しかしながら、この2年間に加入員にご負担いただいた金額約4億円があったからこそ指定基金や代行割れ基金にならず、これまで存続することが可能となりました。このたび、やむをえず解散を選択することにはなりましたが、事業主様の追加負担の必要もなく、国の代行部分の積立金（最低責任準備金）を国に返還しても余剰金が出て、加入員の皆様に分配できる見込みとなったものです。

もし、この期間の加入員のお力添えがなかったら、見直し法の施行後は、平成24年度末の状況で純資産額が最低責任準備金の数字を下回り、代行割れ基金になっていたこととなります。年金受給開始前の加入員においては、負担が加算年金に結びつかず掛け捨てになってしまうという事実はありますが、今日までの基金存続の観点からは、決して無駄になっていないことをご理解いただけるかと存じます。

当基金の年金財政にとって非常に大きな支えになっていただき誠に感謝申し上げます。当時の加入員の皆様にご負担いただいた金額については、分配金に繋がるということでご理解ご了承をいただきたくお願い申し上げます。

- ※1 上乘せ部分の給付は1人1人違いますが、基金からお支払する退職年金の10%程度が平均額です。
- ※2 老齢厚生年金の支給要件や在職老齢年金等、国に移行後に給付制限がかかる場合があります。(P6・その他の留意事項参照)

2. 加入員配布用の訂正文書について

「重要なお知らせ 事業主及び加入員の皆様へ

解散と将来返上・代行資産の前納について同意書の提出をお願いします」パンフレットに挟み込み用の訂正説明文書を後日、加入員の人数分お送りすることで現在準備しております。早急にお送りいたしますので、加入員の皆様にお配りいただきたくお願い申し上げます。

事業主様及びご担当者様におきましては、大変お手数をおかけいたしますが何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、一部事業所様より要望のあった、パンフレットの英語版については、現在準備中です。ホームページに12月中旬頃掲載し、データにてご提供予定ですのでしばらくお待ち下さい。

以上